

城陽市が木造住宅耐震診断士を派遣します！！

もしもに備えて！お家の健康診断！！

いつ起こるか分からない地震に備えて住宅の耐震診断をしてみませんか？
城陽市が耐震診断士を派遣し、皆さんの耐震対策を支援します！

対象となる住宅



次の項目すべてに該当する住宅が対象です。

① **昭和56年(1981年)5月31日以前**に着工された住宅であること。

② 一戸建て住宅の場合

延べ床面積のうち**半分以上**の床面積を住宅として使用されているもの。
(店舗併用住宅などは注意が必要です。)

長屋・共同住宅の場合

すべての住戸で床面積の半分以上を住宅として使用されているもの。
(すべての住戸の所有者および居住者の同意が必要となります。)

③ 簡易耐震診断表の診断結果が**6点未満**であること。

* この診断表は都市政策課窓口にてお渡しします。

④ **過去に**この制度を利用して耐震診断を**受けていないこと**。

申し込みができる方

対象となる住宅の**所有者**または**居住者**。

負担する費用

1戸または1住戸当たり**3,000円**の自己負担が必要です。
(耐震診断実施時に直接、耐震診断士に渡していただく費用となります。)

申し込み方法



次の書類を城陽市役所都市政策課窓口に提出してください。

① <申請書>

「**城陽市木造住宅耐震診断士派遣申請書**」は、都市政策課窓口又は市ホームページにて取得できます。

《住宅に共有者等が存在する場合について》

申請者以外の所有者又は居住者が存在する場合は、申請者の責任において、耐震診断について説明し、事前に同意を得た上で申請してください。

《申請に当たっての注意事項について》

下記に該当する場合は診断対象外となることがあります。

- ・ 現地調査の結果、建物の構造を混構造（木造と鉄骨造等）と判断した場合。
- ・ 現地調査の結果、建物の間取りをスキップフロア（中2階等）と判断した場合。

② <簡易耐震診断表の結果>

「**簡易耐震診断表**」を用いて、ご自身でチェックをしていただきます。
この診断表は都市政策課窓口にてお渡しします。

③ <建築年を明らかにできる書類>

次のうちのいずれかの書類

○建物の確認済書（確認通知書） または検査証の写し	建築または購入されたときに業者から受け取られたもの
○建物の登記事項証明書（登記簿 謄本）または登記事項要約書	京都地方法務局宇治支局にて発行されます。手数料が必要です。
○建築確認の奥書証明または 建築計画概要書の写し	京都府山城北土木事務所にて証明書が発行されます。手数料が必要です。

※詳細については都市政策課（５６－４０６７）までご相談ください。

耐震診断の流れ

簡易耐震診断表の記入

「簡易耐震診断表」を用いて、ご自身でチェックを行っていただきます。

木造住宅耐震診断士派遣申請書の提出

まず、書類審査を行いますので、必要な書類を添えて都市政策課窓口に提出してください。その際、「京都府木造住宅耐震診断士名簿」から希望する木造住宅耐震診断士を選んでいただきます。

書類審査

申請された住宅が必要な要件を満たしているか審査を行います。

木造住宅耐震診断士派遣決定の通知

書類審査の結果、申請が適正と認められれば、市から木造住宅耐震診断士の派遣決定を申請者に通知します。

一般耐震診断の実施

木造住宅耐震診断士がお宅に伺い、一般耐震診断を実施します。調査終了後、木造住宅耐震診断士に直接自己負担金を支払ってください。

耐震診断結果の説明

診断結果は、木造住宅耐震診断士から申請者に説明を行います。また、改修に対するアドバイスと改修の概算費用等の説明も行います。

耐震補強・改修の検討

診断結果をもとに、耐震補強を検討してください。耐震補強をする場合には、この一般診断に加えて耐震補強設計が必要となります。



申し込みについてのご質問等は都市政策課までご連絡ください。



城陽市

都市整備部 都市政策課

Tel 0774-56-4067

Fax 0774-56-3999

令和7年3月4日修正